# ○北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則

**制　　定**　平成14年7月　1日規則第21号
**最近改正**　令和　7年1月16　日規則第　1号

## 第１章　総則

**（趣旨）**

**第１条**　この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の公務災害補償等に関する条例（平成１４年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第２４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**（公務上の災害の範囲）**

**第１条の２**　公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第１に掲げる疾病とする。

**（通勤による災害の範囲）**

**第１条の３**　通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

⑴　通勤による負傷に起因する疾病

⑵　前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

**（就業の場所から勤務場所への移動等）**

**第１条の４**　条例第３条第１項第２号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

⑴　一の勤務場所から他の勤務場所への移動

⑵　次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第３条第１項の適用事業に係る就業の場所

イ　国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）第１条第１項に規定する職員の勤務場所

ウ　その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

２　条例第３条第１項第２号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

⑴　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３８条第１項

⑵　前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

３　条例第３条第１項第３号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

**（日常生活上必要な行為）**

**第２条**　条例第３条第２項ただし書に規定する規則で定める日常生活上必要な行為は、次に掲げる行為とする。

⑴　日用品の購入その他これに準ずる行為

⑵　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１５条の７第３項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

⑶　病院又は診療所において診療又は治療を受けることその他これに準ずる行為

⑷　選挙権の行使その他これに準ずる行為

**（災害の報告）**

**第３条**　実施機関（条例第４条第１項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の指定する庶務を掌理する者（以下「庶務掌理者」という。）は、当該実施機関が補償（条例第１条に規定する補償をいう。以下同じ。）の実施の責めを負う職員（条例第２条に規定する職員をいう。以下同じ。）に

ついて、公務上又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合は、速やかに、災害発生報告書により当該実施機関に報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

**（認定及び通知）**

**第４条**　実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会（条例第５条第１項に規定する認定委員会をいう。）の意見を聴いてその災害が公務上又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、速やかに、その結果を公務災害認定通知書により補償を受けるべき者に通知しなければならない。

２　実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

⑴　実施機関の長の職氏名

⑵　被災職員の氏名

⑶　傷病名

⑷　災害発生年月日

⑸　公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

**（補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）**

**第５条**　条例第８条第１項及び条例第９条第１項に規定する規則で定める最低限度額及び最高限度額は、別表第２のとおりとする。

## 第２章　補償及び福祉事業

**（療養の方法）**

**第６条**　条例第１１条の規定による療養は、広域連合長の指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）において行う。

**（給与その他の収入の一部を得ることができる場合における休業補償）**

**第７条**　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に全く従事することができないにもかかわらず、給与その他の収入の一部を得ることができる場合又は勤務その他の業務の一部に従事したことにより給与その他の収入の一部を得ることができる場合において、当該給与その他の収入の額が、補償の額の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」という。）の１００分の６０に相当する額に満たない場合における休業補償の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　勤務その他の業務に全く従事することができないにもかかわらず、当該勤務その他の業務に基づかない給与その他の収入の一部を得ることができる場合　補償基礎額の１００分の６０に相当する額から当該給与その他の収入の額を控除して得た額

⑵　勤務その他の業務の一部に従事したことにより、当該勤務その他の業務に基づく給与その他の収入の一部を得ることができる場合　補償基礎額（当該療養の開始後１年６月を経過している場合において、条例第９条第１項の規定により最高限度額として定める額（以下この条において「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額をいう。次号において同じ。）から当該給与その他の収入の額を控除して得た額（当該療養の開始後１年６月を経過している場合において、当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の１００分の６０に相当する額

⑶　勤務その他の業務の一部に従事したことにより、当該勤務その他の業務に基づく給与その他の収入の一部を得ることができるほか、当該勤務その他の業務に基づかない給与その他の収入の一部を得ることができる場合は、補償基礎額から当該勤務その他の業務に基づく給与その他の収入の額を控除して得た額（当該療養の開始後１年６月を経過している場合において、当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の１００分の６０に相当する額から、当該勤務その他の業務に基づかない給与その他の収入の額を控除して得た額

**（休業補償を行わない場合）**

第８条　条例第１２条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

⑴　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和２３年法律第１６８号）第５６条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和２７年法律第２８６号）第２条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

⑵　少年法第２４条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第６４条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第６６条の規定による決定により少年院に収容されている場合

**（介護補償に係る障害）**

第９条　条例第１６条に規定する規則で定める程度の障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第３に定める障害とする。

**（葬祭補償の額）**

第１０条　条例第２２条の規則で定める金額は、３１５，０００円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた額とする。

**（補償の請求）**

第１１条　補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第１３条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、次に掲げる請求書に証拠書類を添付し、庶務掌理者を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、指定医療機関において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

⑴　療養の給付請求書
⑵　療養補償請求書
⑶　休業補償請求書
⑷　傷病補償年金請求書
⑸　障害補償年金・一時金請求書
⑹　障害補償変更請求書
⑺　介護補償請求書
⑻　遺族補償年金請求書
⑼　遺族補償年金前払一時金請求書
⑽　遺族補償一時金請求書
⑾　葬祭補償請求書
⑿　未支給の補償請求書

**（遺族補償年金の請求の総代者）**

第１２条　条例第１８条及び条例第１９条の規定による遺族補償年金を受ける権利を有する者が２人以上あるときは、当該年金の請求及び受領について、これらの者のうち１人を総代者として選任しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

２　前項の規定により総代者を選任し、又は解任したときは、速やかに、その旨を書面で実施機関に届け出なければならない。

**（補償の支給方法）**

第１３条　実施機関は、補償の請求書の提出があった場合には、これを審査して補償について決定を行い、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）については、年金証書を請求者に交付するとともに、速やかに補償を行わなければならない。

**（年金の支給期等）**

第１４条　年金たる補償は、その年額を６で除して得た額を、当該補償を行うべき事由の生じた日の属する月の翌月以降２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の各月（以下「支給期」という。）において、それぞれ前２月分を支給するものとする。ただし、当該補償を行うべき事由が生じ、若しくは消滅した場合又は年金たる補償の支給停止若しくは支給停止の解除をした場合は、月割りにより算出して得た額を直近の支給期に支給するものとする。

**（所在不明による支給停止の申請等）**

第１５条　条例第２３条において例によることとされる法第３５条第１項又は第２項の規定により、遺族補償年金の支給停止を申請する者は遺族補償年金支給停止申請書を、支給停止の解除を申請す

る者は遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

（年金証書の記載事項の変更等）

第１６条　実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要が生じた場合は、当該年金証書と引き換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

２　実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

（年金証書の再交付及び返還）

第１７条　年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失した場合は、年金証書再交付申請書により、その再交付を実施機関に申請しなければならない。

２　前項の規定は、年金証書をき損した場合について準用する。この場合において、同項中「年金証書再交付申請書により」とあるのは、「年金証書再交付申請書にき損した年金証書を添付して」と読み替えるものとする。

３　年金証書の再交付があったときは、従前の年金証書は、その効力を失う。

４　第１項の規定による申請により年金証書の再交付を受けた者は、その後において従前の年金証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返還しなければならない。

第１８条　年金たる補償を受ける者が死亡し、又は補償を受ける権利を失い、これを受けるべき順位者がないときは、年金証書を占有する者は、速やかにこれを実施機関に返還しなければならない。

（定期報告）

第１９条　年金たる補償を受ける者は、毎年１回２月１日から同月末日までの間に、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状について、障害の現状報告書又は遺族の現状報告書により実施機関に報告しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（届出）

第２０条　年金たる補償を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を実施機関に届け出なければならない。

⑴　氏名又は住所を変更した場合

⑵　傷病補償年金を受ける者にあっては、次に掲げる場合

ア　その負傷又は疾病が治った場合

イ　その障害の程度に変更があった場合

⑶　障害補償年金を受ける者にあっては、その障害の程度に変更があった場合

⑷　遺族補償年金を受ける者にあっては、次に掲げる場合

ア　条例第１９条第１項（第１号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ　その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ　遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が５５歳に達したとき（条例第１８条第１項第４号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は同号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき（５５歳以下であるときを除く。）。

２　補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、その旨を実施機関に届け出なければならない。

３　前２項の規定による届出を行う場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

（福祉事業の種類）

第２１条　条例第２４条第１項に規定する福祉事業の種類は、次のとおりとする。

⑴　外科後処置に関する事業

⑵　補装具に関する事業

⑶　リハビリテーションに関する事業

⑷　休養に関する事業

⑸　アフターケアに関する事業

⑹　休業援護金の支給

⑺　在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

⑻　奨学援護金の支給
⑼　就労保育援護金の支給
⑽　傷病特別支給金の支給
⑾　障害特別支給金の支給
⑿　遺族特別支給金の支給
⒀　障害特別援護金の支給
⒁　遺族特別援護金の支給
⒂　傷病特別給付金の支給
⒃　障害特別給付金の支給
⒄　遺族特別給付金の支給
⒅　障害差額特別給付金の支給
⒆　長期家族介護者援護金の支給

２　条例第２４条第２項に規定する福祉事業の種類は、次のとおりとする。
⑴　公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
⑵　公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

**（福祉事業の実施）**

**第２２条**　実施機関は、前条に規定する福祉事業を行うに当たっては、その内容について広域連合長と協議しなければならない。

**（福祉事業の申請等）**

**第２３条**　第２１条第１項に規定する福祉事業を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

２　実施機関は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、申請に対する諾否を当該申請者に通知しなければならない。

## 第３章　審査

**（審査の申立て）**

**第２４条**　補償の実施について不服がある者が条例第２６条第１項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

２　前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、関係資料を添付しその正副２通を審査会（条例第２５条第１項に規定する審査会をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
⑴　災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職名
⑵　申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係
⑶　補償についての当局の措置
⑷　申立ての趣旨
⑸　代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業
⑹　請求の年月日

３　審査申立書の記載事項に変更が生じた場合には、請求者は、そのつど、速やかにその旨を審査会に届け出なければならない。

（審査の申立ての教示）

第２４条の２　実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、前条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

## 第４章　雑則

**（第三者行為による災害についての届出）**

**第２５条**　補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、速やかに、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が不明のときは、その旨）並びに被害の状況を実施機関に届け出なければならない。

**（通勤による災害に係る一部負担金）**

**第２６条**　条例第２９条第１項の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。
⑴　第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者
⑵　療養開始後３日以内に死亡した者

⑶　休業補償を受けない者
⑷　同一の通勤による災害について、既に一部負担金を払い込んだ者
２　条例第２９条第１項の規則で定める金額は、２００円（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第２項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては，１００円）とする。ただし、当該金額が現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額のときは、その額）に相当する額とする。

**（記録簿）**

**第２７条**　実施機関は、災害補償記録簿、福祉事業記録簿、傷病補償年金記録簿、障害補償年金記録簿及び遺族補償年金記録簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。

**（報告書等の様式）**

**第２８条**　この規則に規定する報告書、通知書、請求書、年金証書、申請書及び記録簿の様式については、小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４３年小樽市規則第１４号）の規定の例による。

**附　則**

**（施行期日等）**

１　この規則は、公布の日から施行し、平成１４年６月１日から適用する。

**（葬祭補償の額の特例）**

２　第１０条の規定による金額が補償基礎額の６０倍に相当する金額に満たないときは、条例第２２条の規則で定める金額は、当分の間、第１０条の規定にかかわらず、当該補償基礎額の６０倍に相当する金額とする。

**（障害補償年金前払一時金）**

３　条例附則第４条第１項の規定による申出は、障害補償年金の最初の支払に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
４　前項の申出は、同一の災害につき２回以上行うことができない。
５　障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、補償基礎額にそれぞれ条例附則第３条第１項の表の右欄に掲げる倍数を乗じて得た額（当該障害補償年金が条例第２３条において例によることとされる法第２９条第８項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の１，２００倍、１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第３項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の１，２００倍、１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。
６　障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
⑴　加重前の障害の程度が条例別表第２に定める第７級以上の障害等級に該当する場合　加重後の障害等級に応じ、補償基礎額にそれぞれ条例附則第３条第１項の表の右欄に掲げる倍数を乗じて得た額から、加重前の障害等級に応じ、補償基礎額にそれぞれ同表の右欄に掲げる倍数を乗じて得た額を差し引いた額
⑵　加重前の障害の程度が条例別表第２に定める第８級以下の障害等級に該当する場合　加重後の障害等級に応じ、補償基礎額にそれぞれ条例附則第３条第１項の表の右欄に掲げる倍数を乗じて得た額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和４２年自治省令第２７号）第２７条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第１４条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額
７　障害補償年金は、附則第３項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該

申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

⑶　当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から１年を経過する月以前の各月（附則第３項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

⑷　前号の支払期月から１年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、１００分の５に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額

８　前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して１年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して１年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に１００分の５に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に１を加えた数を乗じて得た額をそれぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

**（遺族補償年金前払一時金）**

９　条例附則第５条第１項の規定による申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

１０　前項の申出は、同一の災害につき２回以上行うことができない。

１１　第１２条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が２人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

１２　遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項において準用する第１２条の規定により総代者が選任された場合には、当該総代者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附則第９項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうち、補償基礎額の１，０００倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

１３　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が２人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

１４　遺族補償年金は、附則第９項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第７条第１項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第９項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第７条第１項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第１８項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第９項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

⑴　当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第９項本文の規定による申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第７条第３項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）

から１年を経過する月以前の各月（附則第９項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

⑵　前号の支払期月から１年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、１００分の５に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額

１５　前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して１年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して１年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に１００分の５に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た額に１を加えた数を乗じて得た額をそれぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

（通知）

１６　実施機関は、条例附則第４条第３項、条例附則第５条第３項及び条例附則第７条第３項に規定する支給停止期間が満了したときは、速やかに、その旨を当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に通知しなければならない。

（届出等）

１７　年金たる補償を受ける者は、当該補償の事由となった障害又は死亡について条例附則第８条に規定する年金たる給付が支給されることとなった場合、その給付の額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添付して、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

１８　第１９条及び第２０条の規定は、条例附則第７条第１項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第１９条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「基礎となる遺族」とあるのは「基礎となる遺族（条例附則第７条第１項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）」と、第２０条第１項中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

**附　則**（平 15．５．28 規則７）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

**附　則**（平 16．３．25 規則１）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平 16．６．11 規則４）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

**附　則**（平 17．７．19 規則６）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（平18．９．４規則３）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の第２１条第１項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。
3　改正後の別表第２の規定は、施行日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（平22．８．６規則５）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成２２年７月１日から適用する。

附　則（平24．４．25規則２）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（平25．５．７規則５）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（平25．11．25規則６）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平26．７．18規則３）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（平28．２．10規則１）

（施行期日）
この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附　則（平29．５．18規則１）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（平30．４．25規則１）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（平31．２．27規則１）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令１．７．25 規則３）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（令 6．6．27 規則８）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附　則（令 7．1．16規則１）

（施行期日）

1　この規則は、令和７年６月１日から施行する。

別表第１（第１条の２関係）

⑴　公務上の負傷に起因する疾病

⑵　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア　紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患

イ　赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

ウ　レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患

エ　マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患

オ　広域連合長が別に定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

カ　高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病

キ　気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症

ク　暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症

ケ　高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷

コ　寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷

サ　著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患

シ　超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死

ス　アからシまでに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

⑶　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア　重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

イ　重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛

ウ　チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

エ　電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

オ　アからエまでに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

⑷　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア　広域連合長が別に定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、広域連合長が別に定めるもの

イ　ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

ウ　すす、鉱物油、うるし、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

エ　たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

オ　木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

カ　綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患

キ　石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

ク　空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

⑸　粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は広域連合長が別に定めるじん肺の合併症

⑹　細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア　患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務

に従事したため生じた伝染性疾患
イ　動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
ウ　湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
エ　屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
オ　アからエまでに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
⑺　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
ア　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
イ　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
ウ　４－アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
エ　４－ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
オ　ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
カ　ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
キ　ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
ク　石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
ケ　ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
コ　塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
サ　オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
シ　１，２－ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
ス　ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
セ　放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ
ソ　すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
タ　アからソまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
⑻　相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病
⑼　人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病
⑽　前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

**別表第２**（第５条関係）

| 年　齢　階　層 | 補償基礎額の最低限度額 | 補償基礎額の最高限度額 |
|---|---|---|
| ２０歳未満 | ５，２６３円 | １３，４４２円 |
| ２０歳以上２５歳未満 | ５，８７２円 | １３，４４２円 |
| ２５歳以上３０歳未満 | ６，３８０円 | １４，８４２円 |
| ３０歳以上３５歳未満 | ６，７１２円 | １７，６１９円 |
| ３５歳以上４０歳未満 | ７，０７８円 | ２０，６４９円 |
| ４０歳以上４５歳未満 | ７，２６８円 | ２１，９７１円 |
| ４５歳以上５０歳未満 | ７，４３３円 | ２２，８８６円 |
| ５０歳以上５５歳未満 | ７，２９０円 | ２４，９１６円 |

| | | |
|---|---|---|
| ５５歳以上６０歳未満 | ６，９７５円 | ２５，３８５円 |
| ６０歳以上６５歳未満 | ５，８６０円 | ２１，３１４円 |
| ６５歳以上７０歳未満 | ４，０６０円 | １６，０７５円 |
| ７０歳以上 | ４，０６０円 | １３，４４２円 |

別表第３（第９条関係）

| 介護を要する状態の区分 | 障　　害 |
|---|---|
| 常時介護を要する状態 | ⑴　神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの<br>⑵　胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの<br>⑶　前２号に掲げるもののほか、条例別表第１に定める第１級に該当する障害であって前２号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第２に定める第１級に該当する障害であって前２号に掲げるものと同程度の介護を要するもの |
| 随時介護を要する状態 | ⑴　神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの<br>⑵　胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの<br>⑶　条例別表第１に定める第１級に該当する障害であって前２号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第２に定める第１級に該当する障害であって前２号に掲げるものと同程度の介護を要するもの |